

令和 8 年 6 月 20 日

監 査 報 告 書

学校法人 桐蔭学園
理事会 御中

学校法人 桐蔭学園

監事 野澤康隆

監事 飯塚良成

私たちは、学校法人桐蔭学園の監事として、私立学校法第 5 2 条に基づいて同学園の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで）における計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書）及び財産目録を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、理事の職務の執行は適切であり、学校法人の業務及び財産並びに理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上